

11月定例教育委員会会議録

1 開催日時

平成25年11月18日（月） 午前10時～正午

2 場所

鳥取県庁第2庁舎5階 教育委員会会議室

3 出席委員

中島諒人、坂本トヨ子、笠見幸子、若原道昭、松本美恵子、横濱純一（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 生田文子、次長 山本仁志、参事監兼高等学校課長 山根孝正、
教育総務課長 森田靖彦、教育環境課長 前田伸二、
小中学校課長 石田明広、特別支援教育課長 足立正久、
いじめ・不登校総合対策センター長 松岡 一、
教育センター所長 坂本修一、家庭・地域教育課長 宮城絵理、
図書館長 高橋紀子、人権教育課長 岸田康正、
文化財課長 上山憲二、博物館長 山内有明、
スポーツ健康教育課長 吹野英明、教育総務課参事 木本美喜、
教育総務課参事 谷和敏

6 会議

10時、中島委員長が開会を宣言した。

(1) 日程説明

森田教育総務課長が本日の日程を報告。

(2) 一般報告

横濱教育長より、県公立小・中・特別支援学校事務職員研究大会、鳥取
緑風高校創立10周年記念式典、皆生養護学校創立50周年記念式典、中

国五県教育委員会委員全員協議会、中国地区小学校長教育研究大会鳥取大会、中国・四国地区聳教育研究大会（鳥取大会）、重要文化財の維持・保全にかかる寄付金の贈呈式、県医師会・教育委員会連絡協議会、原子力防災訓練、手話教材作成検討委員会、小・中学校長との懇談会・IMGA 視察団歓迎夕食会、近畿高等学校総合文化祭三重大会総合開会行事、さんフェア愛知視察、千葉県立袖ヶ浦高校視察、全国教育長協議会第1部会第2回研究会議、視学官による学校教育の事情調査、国要望等について報告があった。

(3) 議事

・議案第1号 平成25年度末公立学校教職員人事異動方針について

足立特別支援教育課長より、平成25年度末公立学校教職員人事異動方針について、次のとおり説明があった。基本的には平成24年度と同様の扱いとし、県立学校については、事務長の人事において「学校以外の職場との幅広い人事交流にも努める」ことや、教職員の人事においては、「寄宿舍指導員」も人事交流の対象とするための改正を行うこととする。

市町村（学校組合）立小・中・特別支援学校については、教員の人事において、年齢の高い教職員のモチベーションの維持という観点から、異動の対象となる年数を「原則として7年以上」に変更する旨の説明があった。

次いで審議が行われ、中島委員長、坂本委員、笠見委員、横濱教育長より、8年を7年とした年数の判断理由や、校長候補者名簿の登載者数に対する質問があった。足立特別支援教育課長より、年数の短縮については、長期間の勤務とすると刺激がなくなるという懸念や、後輩の育成を考慮し、過渡的・段階的な措置として、1年短縮して様子を見る必要がある旨の説明があった。石田小中学校課長より、名簿登載者数については、小・中・特別支援学校の教頭は201人でほぼ学校数と同じ、校長については63人で、学校数と比較すると3分の1弱であるとの回答があった。また、学校運営に個性を持たせるべきではないか、エキスパート教員を活かすための人事のあり方、40代での校長登用の可能性や校長を最終形にしない人事異動の方法があってもよいのではないかな等の意見があったが、それらについては、来年度の人事異動方針策定の際に検討していくこととし、議案第1号は原案のとおり可決された。

・報告事項ア 鳥取県手話言語条例の施行に伴う取組状況について

足立特別支援教育課長より、鳥取県手話言語条例の施行に伴う取組状況について、次のとおり説明があった。10月11日より施行された手話言語条例に、学校における手話の普及が規定されており、それに基づいて、手話の教材開発等の取組を進めており、完成した教材から随時提供する予定である。また、啓発用チラシを作成し、11月6日に全学校の生徒に配布しており、朝の会で活用するなど手話に親しむ取組を呼びかけている。

教職員研修における取組として、10月31日より、教育センター主催のすべての教職員研修において、開会時に手話による簡単なあいさつを行うなど、教職員の意識の向上を図る取組を始めている。また、特別支援教育課職員による手話講座の開催、図書館での企画展示の開催や手話コーナーの設置、さらには、県内全ての学校に手話に関する絵本等の整備を行うため、現在11月補正予算を要求中である。

次いで質疑応答が行われ、中島委員長、松本委員より、学校現場等での主な取組状況で、ろう者がいない場合でも卒業式に手話通訳を行うのかどうか、手話の習得にかかる年数や教職員への研修等の取組について質問があり、足立特別支援教育課長より説明があった。

・報告事項イ 平成26年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

山根参事監兼高等学校課長より、平成26年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について、次のとおり説明があった。主な変更点については、自己申告書の文言を他のページと統一したこと、開示請求の受付窓口の名称を変更したこと、調査書作成上の注意事項を変更したことなどである。また、この要項は、県教育委員会高等学校課のホームページでも公開している旨の説明があった。

・報告事項ウ 平成26年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について

山根参事監兼高等学校課長より、平成26年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の結果について、次のとおり説明があった。7月に第1次選考試験、9月に第2次選考試験が行われ、その結果、名簿登載者数が確定したこと。また、各学校種の採用予定者数やA登載者数、スポーツ・芸術分野に秀でた者や身体に障がいがある者を対象とした選考の状況について、説明があった。次いで質疑応答が行われ、中島委員長より、受験者数や合格者数の人数のカウント方法について質問があり、山根参事監兼高等

学校課長より説明があった。

・報告事項エ 米子市立図書館等と連携した県西部でのビジネス支援サービス事業の充実について

高橋図書館長より、米子市立図書館等と連携した県西部でのビジネス支援サービス事業の充実について、次のとおり説明があった。8月にリニューアルオープンした米子市立図書館のビジネス支援コーナーに、企業情報、業界情報、統計資料、食品、流通、貿易などに関する県立図書館の専門書約300冊を配架したコーナーを新たに設置し、「商圈分析システムMieNa」を利用できるようにした。10月10日には、県西部の企業及び起業を目指す個人に対する支援体制を強化し、地域経済の活性化に貢献するため、米子市立図書館と産業支援機関と連携協定を締結して、今後は、米子市立図書館を会場に、協定調印者が連携し定期的に相談会を開催することとした。それらの各種事業を行うことにより、西部におけるビジネス支援の体制ができつつあるが、これから具体的成果につなげていく必要があることや、さらに周知を図る必要があることなど課題についても説明があった。

・報告事項オ 国登録有形文化財の新規登録について

上山文化財課長より、国登録有形文化財の新規登録について、次のとおり説明があった。11月15日に、国の文化審議会から文部科学大臣に答申され、鳥取県関係では2所の新規登録があった。

まず、鳥取市立川町にある岩田家住宅の主屋、茶室、離れの3件で、この岩田家住宅は鳥取城下南寄りに位置する町屋であり、江戸期から立川あたりは火災が多かったため、土壁によって防火対策・耐震対策が徹底されていた。南東隅には明治33年に建てられた茶室が接続しており、茶室東側には、渡り廊下を介して庭に向けて開放的な形式とする離れが大正6年に建てられている。明治・大正期に鳥取の文芸活動の中心地であった場所といわれている。

次に、境港市花町にある面谷家住宅の店舗兼主屋、新座敷（旧精米所）、道具蔵、旧砂糖蔵の4件で、この面谷家は酒や醤油醸造を営んだ商家であった。境港の中心街は昭和10年の大火等で失われた建物が多く、全体的に昭和戦前期までの歴史的建造物が乏しい中で、面谷家住宅は失われることなく、主屋は保存状態も良好で、数少ない境港の伝統的な商家の佇まいを残す遺構

となっている。面谷家住宅は、境港市から初めての登録有形文化財の登録となり、県内では172件目となる旨の説明があった。

・報告事項カ スポーツ推進計画の答申について

吹野スポーツ健康教育課長より、スポーツ推進計画の答申について、次のとおり説明があった。鳥取県では、平成21年にスポーツ振興の指針となる「鳥取県スポーツ振興計画」を10カ年の計画として策定し、施策を体系的・計画的に進めてきたことにより、子どもの体力向上に係る様々な取組が行われ、成果も現れてきている。一方、国においては、平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、平成24年には「スポーツ基本計画」が策定された。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことにより、競技力の推進や合宿誘致など一層スポーツ推進への期待が高まっていることから、鳥取県においても、「鳥取県スポーツ振興計画」を見直して、「鳥取県スポーツ推進計画」を策定することとした。推進計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10カ年計画で、今後の予定としては、12月に教育委員会で協議を行い、その後パブリックコメントを実施して、関係者の意見を伺った上で、年度内に提案したい旨の説明があった。

次いで質疑応答が行われ、坂本委員より、長野県の中学校では部活の朝練を廃止するというニュースがあったが、鳥取県ではどうかとの質問があり、吹野スポーツ健康教育課長より鳥取県では特に定めはないが、現在策定中の「子どものスポーツ活動ガイドライン」の中で適切な活動が行われるよう検討していきたい旨の説明があった。

・報告事項キ・クについては、資料配布のみとし説明は省略することとなった。

・報告事項ケ 平成25年度第3回鳥取県教育審議会学校等教育分科会の概要について

山根参事監兼高等学校課長より、11月11日に行われた平成25年度第3回鳥取県教育審議会学校等教育分科会の概要について、次のとおり説明があった。内容としては、「次代を担う生徒を育成するための魅力と活気にあふれる本県高等学校教育の在り方」について話し合いが行われ、来年度に予定している答申の項目の柱について、事務局の案を提示して意見を

伺うとともに、個別の柱に関する審議を行った。答申の項目案の柱については、学び方や学ぶことの意義をしっかりと教えていくことが必要、社会が多様になる中で、高校は多様化すべきではなく、むしろ、その多様化に対応できるような資質、能力を身につけさせるべきである、中山間地域の学校は、学校の特色や魅力を打ち出して、そこでしかできない教育をすべきなどの意見がでた旨の説明があった。

・ **報告事項コ・サについては、資料配布のみとし説明は省略することとなった。**

・ **報告事項シ 国指定重要文化財の毀損について**

上山文化財課長より、国指定重要文化財の毀損について、次のとおり説明があった。東伯郡湯梨浜町にある「尾崎家住宅」は、平成25年8月7日に国指定重要文化財に指定されていたが、9月末の大雨・暴風被害で「門長屋」北側妻壁が剥落したため、剥落箇所の被害拡大防止の応急処置として、板で塞ぐ作業を実施する計画であった。作業にあたって門の屋根に上がる必要があったが、柱等の腐朽が激しく、屋根に上がっての作業は困難であることから、施工業者が所有者の了解を得ないまま屋根を取り外してしまった。門は解体されていないが、一部梁が切断されていた。文化庁担当調査官が現地確認を行った際に、劣化は承知していたため応急処置の必要性については理解していたが、本来なら現場の手順等の確認を受けてから取りかかるべきであることや、今後は事前に相談することなどの指導があった旨の説明があった。

・ **その他**

・ **協議事項1 鳥取県教育振興基本計画の改訂について**

木本教育総務課参事より、鳥取県教育振興基本計画の改訂について、次のとおり説明があった。本文の案を資料1、計画案の概要を資料2、パブリックコメントの募集チラシを資料3として作成しており、4つの「力と姿勢」の文言を修正したことや、18の施策と重点取組の項を整理したことなど、前回の協議からの修正部分について説明が行われた。今後のスケジュール案としては、11月27日に県議会常任委員会での報告を行い、12月中旬から約1ヶ月間パブリックコメントを実施、1月に教育審議会

を行い、2月又は3月の教育委員会において改訂した計画の議決を行いたいとの説明があった。

次いで協議が行われ、中島委員長、笠見委員、若原委員、松本委員、横濱教育長より、パブリックコメントの際の資料の見せ方や内容等について質問があり、木本教育総務課参事より、配架方法やホームページの掲載内容などの回答があった。また、基本理念を支える4つの「力と姿勢」について、基本理念の語句、文章等の協議が行われ、今回の案をベースにして、パブリックコメント等を行っていくこととなった。

中島委員長が閉会を宣言し、11月定例教育委員会を閉会した。